

第16回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年5月14日（水）13:59～14:54

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、大田弘子（議長代理）、
林いづみ

（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官

4. 議題：

（開会）

1. 農業改革の方向性について

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、第16回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきます。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、所用により滝委員、長谷川委員は御欠席でございます。

また、本日は、稲田大臣、後藤田副大臣、大田議長代理に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○稲田大臣 本日は、第16回農業ワーキング・グループということで、後藤田副大臣、また大田議長代理にも参加いただきましてありがとうございます。

この農業ワーキング・グループ、金丸座長の本当に強いリーダーシップのもとで、農業委員会、農業協同組合、若手農業者からの精力的なヒアリング、また視察なども行っているところなんです。

本日の課題は「農業改革の方向性について」でありまして、今までのヒアリングを踏まえ、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合、本当に改革の三本柱ですけれども、それについて具体的な組織、制度の改革に関する議論を行っていただくことになっております。今回の農業改革は、危機的状況に陥った農業を立て直すラストチャンスということで取り組んでいるところでございます。今日は、委員の先生方、また専門委員の先生方におかれ

ましては、農業の生き残りをかけてという意味も込めて、忌憚のない活発な建設的な御議論をよろしくお願い申し上げます。

○大川次長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたしたいと思います。

座長、よろしくお願い申し上げます。

○金丸座長 皆様、こんにちは。それでは、早速ではございますけれども、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、これまでの関係団体からのヒアリングや、本ワーキング・グループでの議論、あるいは視察等を踏まえまして「農業改革の方向性について」ということで、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の改革案について議論させていただきたいと思えます。

それでは、事務局から改革案を読んでもいただきますが、その前に、これまでのヒアリングをさせていただいた会議で出た主要な意見を、今日の議論に入る前にもう一度皆様とともに振り返りたいと思いますので、事務局から併せて説明していただけますでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○中原参事官 それでは、御説明いたします。

これまでのヒアリングの状況でございますが、たくさんの農業協同組合ですとか、農業委員会、あるいは若手の農業者の皆様、それから全中、全農といったところについても2回にわたりお越しいただいていたりするなど、幅広いヒアリングを委員の皆様には精力的に行っていただいたところでございます。

まず、農業委員会ヒアリングにおける主な議論でございますが、もとより昨年の活力創造プランに取りまとめられる、盛り込まれることとなりました規制改革会議における今後の農業改革の方向性についてというところで示された問題意識でございますけれども、農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会は、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め、多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要があるという問題意識を御提示いただいたところでございます。

そして、先ほど申し上げました農業委員会からの皆様のヒアリングの中におきましては、特徴的な取組例としまして、農業委員のみならず、自治体、地域住民や農業に関心を持つ市民からなるNPOなどが連携して耕作放棄地解消の取組作業を行うなど、そこにまつわる地域の住民を巻き込んだ取組が農地保全に寄与している例などの御紹介がございました。

雑草が生え始めたり、適正利用されていない可能性の高い農地を発見した場合に、直ちに農地所有者に対して耕うんサービスを紹介する等の能動的指導という積極的な取組をされておられる農業委員会もございまして、そうした農業委員会が遊休農地の解消に寄与し

ているのだというような御指摘もあったところでございます。

そうした農業委員会の皆様方からのプレゼンを踏まえて、当ワーキングにおきまして御議論いただきました主な意見の御指摘としましては、現在の農業委員会の機能や体制というのは、質、量、両方の観点から機能しづらい仕組みとなっており、農地中間管理機構の創設を契機に農業委員会の業務の在り方の見直しをすべきではないかという御意見がございました。

農地全体の利用状況を監視する農地監視委員のような形も取り入れて、こうしたものにシフトをしていくべきではないかという御意見もございました。

農地転用などは地域の土地利用の在り方に関わる問題でもあることから、農業委員会の中に農業関係者以外の第三者委員も増やす等、構成員の見直しが必要ではないかという御指摘。

選挙で選ばれている委員が1割程度にすぎないという実態を踏まえますと、あえて選挙で委員を選出する実質的な必要性は薄いのではないかと。こうした御指摘もあったところでございます。

次に、農業生産法人における主な議論でございまして、問題意識としましては、多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている一方、現在の要件によりますときは、事業規模拡大に十分対応できないのではないかと。あるいは農業者の資金調達手段を狭めてはいないか。それから、こうした要件について、現場に携わる皆様にとっては非常に分かりづらい点が多いのではないかと。こうした問題意識のもとにヒアリングをさせていただいたところでございます。

農業生産法人でお越しいただいた方あるいは視察においてお話をお伺いしたところによりますと、役員のマネジメントの一定割合が農作業に従事しなければならないという役員要件は事業規模を拡大する場合の障害になっているという御指摘。

資本要件、例えば農業関係者が議決権の4分の3以上を占めることがありますけれども、農業関係者以外の外部から資金を調達してさらに事業を発展させるというニーズがあるという御指摘。

農地を売りたいという地権者もいらっしゃるわけですが、そうしたニーズに現行法は応えられないという御意見があったところでございます。

こうした中で、当ワーキング・グループにおきましていただいている御意見としましては、農作業は機械化され、マーケティングなどの農作業以外の業務が重要となる中、農業生産法人の役員に農作業従事を求める意義は乏しいのではないかとという御意見。

それから、出資要件を見直し、農業生産法人が上場できる道を設けていかないとさらに発展できないのではないかとという御意見。

当該農業生産法人の役員の方か家族といった農業関係者以外の者にも出資を認める道を開いてもよいのではないかとという御意見。

営農実績に基づいて農地保有を認めるといったオプションがあってもよいのではないかと

という御指摘。

農地をきちんと利用して生産する者であれば、個人、法人問わず所有を認めてよいのではないかという御意見があったところでございます。

次に、農業者ヒアリングにおける主な議論でございます。若手の農業者という方々を中心にヒアリングをさせていただいたところでございます。もとより問題意識としましては、既存の農業者だけではなく、新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るといふ新しい道を積極果敢に切り開いていく必要があるという問題意識に基づいてでございます。

そうした中で、個別の農業者の皆様を取組などとしましては、米や野菜の生産だけではなく、消費者との交流にも積極的。生産者と消費者を直接につなぐことを目的に、食べてから購入できる米のネットショップというのを全国の農業者の皆様と一緒に運営をされているお取組。

あるいは農外企業を退社して独立して就農されまして、年間 50 品目以上の野菜を農薬・化学肥料を使わずに露地で栽培し、多品種少量生産、顧客との強い関係性の構築を重視する付加価値創出型の経営をなさっていらっしゃる農業経営者の皆様。

真夏でも短時間で野菜の温度を下げることができる真空予冷装置や大型冷蔵庫などの完備等によって、新鮮な野菜を外食企業等に直接販売するような取組。このあたりは皆様の御記憶にも新しいところではないかと拝察いたします。

そうした中で農業者の皆様からの主な意見でございます。

今後は、生産手段の流動化が重要であり、農地に関する規制などは基本的になくすべき。

効率化を図りたくても、農地を手放す人が出てこないため、農地の集約が進まない。

農地取得や拡大における障害は、同業他社ではなく農地の転用期待。

取得できるのであれば場所は問わない、日本全国の農地情報が手に入る仕組みが構築されることを望むといったような御指摘があったところでございます。

農業協同組合における主な議論でございます。ここにおきます問題意識は、農協といたしますのは、もとより農業者のための最大限の奉仕をするということがそもそも出発点でございましたけれども、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員、非農家の増加、信用共済事業の大幅な拡大といったところが見られまして、農協法制定当時と考えられた姿とは大きく異なる形態になっているということが問題意識の出発点でございます。

そして、その様々な環境からの皆様からの独自のお取組としまして、地域の農産物をブランド化しまして、全農への系統出荷というものを縮減し、農協自身が自らリスクを負い、独自の販路開拓など創意工夫による販売付加価値を創出し、農業者の皆様への所得増加に寄与されているようなお取組、あるいは購買コスト低減のために生産資材や燃料等の全農からの系統利用と商系からの購買を戦略的に経営判断し、農業者の利益を確保しているのだというお取組。

それから、消費者目線に長けた女性の役員への登用など、多様な人材を確保することに

より、農協の広報力・求心力等の強化に寄与される。こうしたことをされているお取組という取組例の御紹介があったところでございます。

こうした中でこれまで出た意見、御指摘ということでありまして、准組合員の方が多くなっている現状を踏まえ、准組合員の利益の適切な保護を図るべきではないかという御指摘。それから、農協の経営陣に外部から人を登用すべき。経営の意思決定を迅速にすべきではないかという御指摘。

各農協の独自性が抑え込まれてしまっているのではないかと。各農協の自由度の拡大に全中はどのように対応しているのかという御指摘がございました。

その他、全国共済農業協同組合連合会、あるいは農林中央金庫といったところからも、JAバンクシステムといったものの対応についてどのように現在の状況になっているかということについても委員の皆様から活発な御議論をいただいたところでございます。

そして、現地視察でございますが、休日を利用して委員各位の皆様にお時間を割いていただきまして、視察をさせていただいた他、私ども事務局がオーガナイズしたものでないような視察も各委員におかれましてなさっていただいたということも拝察しております。

こうしたヒアリングを踏まえて、4月8日の規制改革会議の農業ワーキング・グループにおきまして、具体的な案をつくる前提となる、基本的な視点ということについての考え方の整理というものをさせていただいたところでございます。

こうした検討状況に基づきまして、先ほど座長からお話のありました「農業改革に関する意見（案）」というものを読ませていただければと存じます。お手元に「農業改革に関する意見（案）」というのをおとりいただければと思います。

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。こうした中であっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。今回の農業改革は、農業政策上の大転換をするラストチャンスである。このような基本認識の下、規制改革会議として以下のとおり、非連続な農業改革を断行することを提言する。

「1. 農業委員会等の見直し」。

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策や転用違反対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、大先輩と若者、地域と域外参入者等の多様なコラボレーションを実現させ、農業者の創意工夫を最大限引き出すため、農地利用推進員を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

【選挙・選任方法の見直し】。

より実務的に機能する者を選任することができるよう選挙制度を廃止し、選任委員に一元化する。これに伴い、市町村長は、農地法の公正な運用、農地の監視・改善指導、他の農業委員会・NPO等の連携などの実務に精通し、農業者の創意工夫を最大限引き出すことに優れた識見を有する者を農業委員として選任する。

制度の中立的で健全な運用を担保するため、農業団体等からの推薦制度を廃止する。

機動的な対応を可能とするため、農業委員は5名から10名程度の規模にする。

委員には、その職務の的確な遂行を前提として、ふさわしい報酬を支払う。

複数の市町村による事務局の共同設置など、業務の円滑な実施ができるよう事務局体制を強化する。

【農地利用推進員の新設】。

農地集約化や耕作放棄地の状況を監視し、農地の利用調整活動を行う農地利用推進員(仮称)の設置を法定化する。農地利用推進員は、農地の監視活動などを通じて農業委員会決定の前提となる事実・情報を収集・整理して農業委員会に報告する業務を担う。

2ページ目にまいりまして、農地利用推進員は、遊休農地の利用状況調査、利用意向調査等の実務を担う。

農地利用推進員は、地域の実情に応じて担当地域を決めた上で一定の枠内において市町村長が選任し、そのうち1、2名を新規参入サポーターとしてその連絡先を公表し、新規就農者が容易にコンタクトできるワンストップサービスを実現させる。

【都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止】。

農業委員会の自主性・主体性を強化する観点から、農業委員会等に関する法律に基づく都道府県農業会議・全国農業会議所制度は廃止する。

【情報公開等】。

農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にを行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

農業委員会は、自らの使命を認識し、的確な業務の遂行に努めるものとする。農水省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

【遊休農地対策】。

農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとする他、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じる以前であっても、遊休農地に対する市長村長の措置命令が早期に、かつ、実務的になされるようにするとともに、これについて農業委員会が市町村長に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【転用違反への対応】。

農地転用違反に対する農水大臣・都道府県知事の処分が実効的になされるよう農業委員会が農水大臣または都道府県知事に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【権利移動の在り方の見直し】。

農地の権利移動についての許可は、農地として利用される場合については、法人に権利移動がされる場合を除き、原則として届出とする。

【行政庁への建議等の業務の見直し】。

農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

【転用制度の見直し】。

農振地域等における植物工場、販売加工施設などの農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、転用基準の緩和を図る等、より迅速な転用が可能となるよう制度及び運用の見直しを行う。

【転用利益の地域の農業への還元】。

農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進するため、農地を農地以外のものに転用する場合、その際の転用利益を地域の農業に還元するための方策について検討する。

「2. 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し」。

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

様々な担い手による協働の中から、地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

【事業要件・役員要件・構成員要件の見直し】。

まず、事業要件は廃止する。

役員要件について、役員または重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

リースの場合における役員の要件についても同様に、役員または重要な使用人とする見直しを行うということでございます。

構成員要件につきまして、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない。

その次に**【事業拡大への対応等】**。

次に掲げる事項を満たすものとして農業委員会の許可を得た法人、この法人といいますのは、農事組合法人、株式会社のうち公開会社でないもの、または持分会社ということに限るわけでございますが、それについては、上にあります農業生産法人の要件を適用しないものとする。

1つ目に、一定の期間、農業生産を継続して実施していること。

2つ目に、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれるということでございます。

退出規制としまして、法人が退出するに際しては、農業委員会の許可を得なければ退出できない旨の規制を設ける。この場合において農業委員会は、退出しようとする法人が農地を農地として適切に保全をし、かつ自ら第三者に農地として権利移転を行い、または農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等を行った場合に許可をするものとする。

3つ目に、法人が所有する農地が耕作の目的に供されず、加えて役員等の所在が明らかでないときは、農業委員会は一定の手続に基づき、農地中間管理機構に対し、その農地の管理及び処分をすることを命じることができるものとするということでございます。

お聞きいただきまして4ページ「3. 農業協同組合の見直し」でございます。

各農協が置かれた環境は、地域によって様々であるため、中央からの共通の指導に基づくよりも、各農協が自主的に単独でまたは連携して戦略を策定し、実効的に成果を上げることができる仕組みをつくる。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図る。

各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう、外部から経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

1つ目に【中央会制度の廃止】。

単協が地域の多様な実情に促して独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協中心へ、「系統」を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し、中央会は、新たな役割、体制を再定義した上で、例えば農業振興のためのシンクタンクや他の団体等の組織としての再出発を図る。

【全農の株式会社化】。

農業者の利益増進に資する観点から、農産物の流通に関する我が国最大規模の組織である全農がガバナンスを高め、グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に変換し、バリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得できる組織としての再構築を図る。

【単協の専門化・健全化の推進】。

単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の専門化・健全な運営を推進する。

単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、以下の選択を行い、不要なリスクや事務負担の軽減を図る。

まず、1つ目の選択肢としまして、農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、信用事業に関する業務を行わないとする選択肢。

もう一つの選択肢が農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単

協は、農林中央金庫の統括のもとで窓口・代理業を実施し、契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

3つ目に、単協の行う共済事業については、単協は、全国共済農業協同組合連合会の統括のもとで窓口・代理企業を実施し、契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

【理事会の見直し】。

外部との連携、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図り、役員に外部者の登用を図るため、理事の過半は、認定農業者及び地域内外問わず民間経営経験があり、実績を十分有する者とする。例えば製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応する。

あわせて、次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

【組織形態の弾力化】。

多様な組合員や地域住民のそれぞれのニーズに対応して農協が的確なマネジメントを行えるよう、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにする。

【組合員の在り方】。

准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない。

【他団体とのイコールフットイング】。

安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため、農業関係法令の規定の整備を図るとともに、地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うものとする。

農水省は自治体が地方行政として農政の推進を図ることができるよう、適切な措置を講じる。

「4. その他」としまして、上記に記載した事項の他、規制改革ホットライン等に寄せられた要望等に適切に対応する。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 今日、これを見せていただいて、全面的に私としては賛成であります。

その上で、1点だけ細かいことで恐縮ですけれども、農地利用推進員新設のところ、その2ページが一番最後のほうにワンストップサービスということで、サポーターというか、新規就農者が容易にコンタクトをできると書いてありまして、これは地域によってはかなり重たい仕事になるような気がするわけです。この利用推進委員の中でも核になる人は相当な仕事量と見込まれますので、ふさわしい報酬というのが何も書いていないのです

けれども、私はこの方には必要かなと思ったりしたものですから、利用推進委員の中でもそういう軽重があってもいいのかなという意見であります。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 農業委員会の情報公開であるとか、農協のイコールフットイングとか、大事な論点が込められていて、私もこれに賛成です。

○金丸座長 ありがとうございます。

松本専門委員、お願いいたします。

○松本専門委員 内容につきましては、皆さんといろいろ議論させていただいた部分を踏まえて、農業の危機的状況を打開するべく、かなり思い切った改革の方向性というのが示されているのではないかと思います。

我々農業者側もこういう期待に応えて、より積極的に農業の産業化、ここに資するものにならなければいけないという思いを新たにしたところでございます。

今、浦野座長代理が御指摘されたところで1点、私もちょっとございまして、新規参入サポーターの点ですけれども、これは例えば場合によっては、そういうことに長けた事業者の方も現在大分増えてきておりますので、そういったところに委託をする、こういったことも想定しておいてもいいのではないかなと感じました。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 では、順番で。私も、これまでの様々な議論を踏まえて、こういう形で集約されたということを非常にありがたく思っています。大体皆さんの議論がほぼ反映されているのではないかという気がしております。

ただ、詰めなければいけない部分がたくさんありまして、その詰めるのは我々なのか、それとも実際に運営していくところなのかということがありますが、誤解のないような表現、誤解のないような説明ということが必要なのではないか。特に、農地利用推進委員のところの性格付けというものを、我々の意図がきちんと伝わるような形で農水省との詰めをしていただきたいと思いますと思っております。

特に、1～2名を新規サポーターとするというところで、これは結構大きな仕事になるし、ある種、法人の構成員であっていいのではないかという気がしております。

細かい点ですが、農協のところでは4ページ目、単協の信用事業に関して、農林中央金庫（信連）と書いていますけれども、これは、またはという意味ですね。そうでないと中央金庫イコール信連みたいな書き方になっていますので、またはという言葉を入れたほうがよろしいのではないかということです。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、一通りお聞きしましょうか。田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 この間の議論の中で出てきた、今、農業界が抱えている課題を解決していく要素が的確に盛り込まれているのではないかと感じています。現場にいる農業生産法人の経営者の一人としても大いに期待ができる部分がございます。

ただ、今、皆さんがおっしゃったように、細かい部分についてはやはり気になる部分が残っております。例えば、農地利用推進委員、機能すれば非常に良い仕組みですが、逆に情報が独占をされてしまうとか、逆に規制強化につながるとか、そのような悪い事態を招かないように、どのように防止していくのかということも盛り込んだほうがいいのかもかもしれません。その下の情報公開のところ、本当に細かいところですが、農地の利用状況調査を「毎年」確実にいき、農地ごとにその利用状況を公表する、とありますが、これらも公表は毎年でもいいのかもかもしれませんが、このような変化のスピードが速い時代において、一年に一度だけ調査を行いさえすればよいととられてしまうような文言ですと、例えば、前後一日づつずれば、丸々2年間調査が行われぬなどということも出てきてしまいます。「毎年」と明記することで現場が悪い方向に動いてしまうことをとても危惧します。

また、3ページ目の事業拡大の対応の部分の2つ目の○についてです。「みずから第三者に農地として権利移転を行う」という文言ですが、例えば関係会社もしくは親密な取引先が、当初より計画的に、確信犯として農地として転用して権利の移転を行ってしまうようなことをどのようにチェックをするのか。非常に大事になってくるのではないかと思います。

最後に5ページ目のイコールフットィングのところ。「行政代行的業務」という文言があります。これまでも非常に機能しそうな場合にでも、いざ現場部落ちる時には、実際には機能しないということが起きてきたわけですが、今回も同様なことが懸念されます。例えば、多くの人々が「行政代行的業務」ではないと思ったとしても、権限がある人が、いやいや、「これは行政代行的業務です」というような、要するに読み変えが幾らできてしまうようなことがあれば、改革が進んでいかぬということになってしまいます。今後、次の段階においてさらに進めていく中ではそういったことを少し配慮しながらやっていると、実際に現場が変わっていくような、農業が産業として非常に魅力あるものになっていくのではないかと感じております。

○金丸座長 ありがとうございます。

北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 私も長年農業をやっている、こんな提言は初めてなので非常に期待感を持っています。特に、現状から打開するために多くの人たちが参加して農業を営んでいこうというのは、非常に今後の農業に、再度期待感を持ちました。その結果、やはり農地の大切さというのは国民が共有する大きなテーマであることは確実にそうだと思いますので、

それを国民みんなが再認識して、農地として、資源として活用するという手法に全員が取り組んでいくことに期待を持っています。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。私は弁護士で農業に関しては全く第三者の立場から、今回この会議で農業委員会や農協や新規参入の若手の農業者の方、現地視察では異端児と言われるような積極的な農業経営をなさっている方々から多くヒアリングさせていただきまして、その中で農業の成長性と生産性を向上させ、自由で公正な競争環境を整えるために必要な規制改革は何なのかということを考えてまいりました。

そこで結論として出てきた第一の鍵は、久松農園の久松さんがおっしゃっていたように、「農地と人の流動化」ではないかと思えます。農地を、耕作放棄者から、実際に農地を活用する者へと、流動化させる制度が、農地法では制度はつくられているのですが、機能していない。この点を機能させるための改革として何が必要かという観点で考えると、その1つがやはり農業委員会制度ではないかと思えます。

なぜならば、農水省では農地法関係の法改正をかなり頻繁にやっていますが、特に平成21年の農地法改正で農業委員会の業務内容に遊休農地の所有者に対する指導勧告なども追加されておりますが、この農地法における遊休地対策というものは、その実働部隊を、専ら農業委員会を担い手とする仕組みになっているわけです。

ところが、実際には、「農業委員会は何々する」と農地法に書かれているところの指導や勧告や裁定などの、そういった遊休農地対策へのプロセスが有効に機能していません。その点を農業委員会の方へのヒアリングにおいて質問すると、やはり現在の地元の農業者の皆様の人材では、こういったことは無理だというお話をいただきました。

誤解がないように言いたいのは、ヒアリングさせていただいた農業委員会の皆様は、非常に真面目に一生懸命仕事をなさっていました。しかし、遊休農地を調査するところまでいっても、土地持ち非農家と言われる非農家で農地を相続した方たちは転用利益への期待から、耕作放棄していても土地は手放しませんので、結局任意の手続には限界がある。一方で、農地法で認められている勧告とか裁定まで行くだけの手続をとる人材は農業委員会にはないということです。実際にヒアリングで聞いた農業委員会の方は、私物のチェーンソーで何十年も耕作放棄されたところの巨木を伐採して、ボランティアで整地して下さったりしているわけです。

しかし、これ自体はすごくありがたいことなのですけれども、これでは問題の解決にはならないし、現場にしわ寄せしている現状の制度というのは見直さなければいけないと思います。今回、新たな中間管理機構で農地集約をするという政策が進んでいる、これを実際に動かしていくためには、今、農地法の遊休地対策の担い手として位置付けられている農業委員会が機能するように制度の見直しを全面的に行う必要があります。このように、今回の3本柱の御提案は、冒頭述べた目的のためのパッケージとしてどれも必要な提案で

あると思っております、全面的に賛成でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 非常にいい案がまとまったと思います。全面的に賛成いたします。

農業の改革の必要性とか、大臣が最初に言われたラストチャンスだということはずっと言われてきたのですけれども、なかなか包括的で、本格的な改革案というのは出てこなかったのです。しかし、今回は専門委員の先生方が本当によい御意見を出していただきましたし、現地視察もできましたので現場の危機感に根差したとてもいい報告、意見だと思います。

あとは、これをしっかり閣議決定まで運んでいって、詳細が詰まる過程で違うものにならないようにフォローアップが大変大事だと思います。ありがとうございました。

○金丸座長 ありがとうございます。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 私、福井という農業県ですけれども、また非常に農業者の方々に応援をいただいているのですが、思いの外、この改革についてすごく抵抗があるとか、文句を言ってこられるということが余り今までなかったのです。というのは、やはり TPP もあるし、農業者自身も改革しなければいけないという意識があるし、頑張っている農業者は特に改革必要性も感じているのかなと思いました。

今回、本当に3本の農業委員会、農業生産法人、農協の問題、全農の問題、全中の問題、どれをとってもすごく大きな骨太の改革3本柱に取り組んでいただいたことに感謝をしますし、私は是非この3本の改革を国民にわかりやすい形で発信をしてもらいたいと思います。

と同時に、先ほど来、先生方がおっしゃっているように、細部にこだわって、細部を詰めていくのは農水省の役割なのでしょうけれども、見かけ倒しにならないというか、細部に目配りをしていく必要もあるのかなと思っています。

やはり農地法というのはもう賞味期限が来ていると思いますので、今回3条の許可を届出にするということはもう本当に根本的な問題なので、実は農地法自体の抜本的な改正ということを将来の課題としてつなげていくということを是非提言もしていきたいなと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

あと浦野座長代理から御指摘いただいたり、松本さんからこの新規参入者のサポーターの実務というのが、これは負荷を考えるともっと得意な人が個人として任命しなくてもいいんじゃないかということかもしれないので、外部活用もここに少し加えるかどうかでございます。他の方々の御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○本間専門委員 特に、どういう方をという必要はないので、やはり農業に長けた方とい

うイメージで、それは家族農業の農業者でなければいけないとかということではないのだと思います。法人の構成員でもいいし、その地域の新規参入をサポートしてくれるプロであれば誰でもいいという解釈でよろしいのではないのでしょうか。

○金丸座長 浦野さん、どうですか。とりあえずこのままでもいいですか。

○浦野座長代理 はい。あと農水と。

○金丸座長 農水省と協議が始まりますので、その中ではっきりさせていく。これは相手次第ですけれども、途中の組織の設計のプロセスについては、またできる限りこの会にフィードバックのお願いをして、我々も言い出しっぺとして責任を果たしたいと思います。

私は座長としてこれを取りまとめるに当たって、以前に視点として9つを示させていただきましたけれども、基本的なポイントは、争点になったときに、やはり未来を選ぶということが最重要ではないかと思うのです。私は、これは自分の本業でも申し上げているのですが、我々の業界はまさしくそうなのですけれども、ITの業界は現状維持というのが最も難しい。だから、現状を維持しようと思えばますます現状維持できなくなってしまいます。今、農業を取り巻く環境のかなり主たる数字を取り上げてグラフに書いてみてもずっと右肩下がりの状況なので、その中で現状維持というのは、本当に農業が衰退の道を自ら選ぶのと等しいということでございまして、今回は私たち、過去に比較するといろいろなものを盛り込ませていただきましたけれども、このうち先ほど大臣からも三本の柱と御指摘いただいたのですが、一本の柱でも欠ければ有機的な機能にはならないということで、できる限り私たちはこれをトータルなパッケージとして農水省と交渉に入りたいと思う次第でございます。

改革の、これは箱根駅伝の我々第1区間走者ではないかと思しますので、これまでもっと本質的で抜本的な御意見も途中で頂戴したわけですけれども、今回は改革の第一歩。大転換ではあるけれども、それは改革のまだ一步にしかすぎないという思いを込めて、この提言といいますか、意見の取りまとめをさせていただきまして、先ほど大田議長代理からフォローアップもしっかりと言われましたので、また引き続きお力添えいただきながら、皆さんともう少し頑張ってみたいと思っております。

成長戦略の中に多く取り入れられることを希望いたしまして、願ひまして、今日の会議を終わらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○金丸座長 それでは、本案を了承していただいたということで、本当にありがとうございます。北村さんはいつも遠いところから、午前中の会議があると松本委員と共に前泊をさせていただいたりして、私は大崎のオフィスから近うございますけれども、最近は半分以上はこの霞が関で過ごしてございまして、北村専門委員と松本委員や田中専門委員の農業そのものは大丈夫かということがありますが、私も本業がやや点滅をしております、今日以降、ちょっと平和になればなと思っている次第でございます。これまで皆様の使命感あふれる御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

大臣、何か最後にございますでしょうか。

○稲田大臣 今、座長がまとめていただいたところで、本当に規制改革、どちらかといったらレッテル張りとかされますけれども、でも、規制改革ならではの大きな視点で3本柱を立てていただいたこと、本当に感謝をして、先ほども言いましたけれども、神は細部に宿るですから、これもフォローアップをしていきたいと思えます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ワーキングを終了させていただきます。本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。